

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出水市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を認識し、このようなリスクを低減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

出水市長 椎木 伸一

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために子どもに係る医療費の助成を行う。出水市子ども医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①医療費の支給に関する事務 ②受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③子ども医療給付受給資格者証の交付に関する事務 ④届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 申請、届出等は窓口及び郵送で受領する。 処分通知等は、郵送で通知する。
③システムの名称	1. 福祉医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 子ども医療受給者情報ファイル (2) 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第2項 2. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条 ・別表第1の3の項(令和3年4月1日施行) ・別表第2の11の項(令和3年4月1日施行) 3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第2条第3項(令和3年10月18日施行) ・第3条第11項(令和3年10月18日施行)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第14号の規定に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条第1項 ・別表第1の3の項(令和3年4月1日施行)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	出水市保健福祉部こども課 〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4047
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	出水市保健福祉部こども課 〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4047

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	<p>子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために子どもに係る医療費の助成を行う。出水市子ども医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①医療費の支給に関する事務 ②受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③子ども医療給付受給資格者証の交付に関する事務 ④届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>申請、届出等は窓口及び郵送で受領する。処分通知等は、郵送で通知する。</p>	<p>子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために子どもに係る医療費の助成を行う。出水市子ども医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①医療費の支給に関する事務 ②受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③子ども医療給付受給資格者証の交付に関する事務 ④届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>申請、届出等は窓口及び郵送で受領する。処分通知等は、郵送で通知する。</p>	事前	
令和6年3月29日	II 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	II 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため